様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　2025年11月19日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）あーるえむとうせろかぶしきかいしゃ  一般事業主の氏名又は名称 アールエム東セロ株式会社  （ふりがな）まつざか　しげはる  （法人の場合）代表者の氏名 松坂　繁治  住所　〒101-8485  東京都 千代田区 神田美土代町７  法人番号　2010001034829  　情報処理の促進に関する法律第２８条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　経営理念｜会社情報｜アールエム東セロ株式会社  ②　DXの取り組み｜社会｜サステナビリティ｜アールエム東セロ株式会社 | | 公表日 | ①　2025年 9月25日  ②　2025年 9月25日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社ホームページ  　https://rmtohcello.com/company/philosophy.html  　項目11  ②　当社ホームページ  　https://rmtohcello.com/sustainability/dx-effort.html  　データ・デジタル技術の方向性 | | 記載内容抜粋 | ①　経営理念：デジタル技術を導入しデータ活用を推進するDX経営で企業価値を向上させる会社  ②　あらゆる要素がデータ・デジタル化される現在のビジネス環境の変化に対応しながら、自社理念や存在意義を明確にし、顧客視点で新しい価値を創出する未来、目指す姿を実現するために、解決すべき課題を整理します。  データ・デジタル技術を活用して課題を解決するとともに、課題解決を通じ、顧客･社会のニーズに応じた製品やサービスを創出し、業務、プロセス、組織･企業文化、ビジネスモデルを変革し、競争優位性を確立します。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　経営理念は取締役会、内容等は業務執行に関する重要事項の審議等を行う取締役会より承認権限を委譲されている経営会議にて承認を得ています。  ②　経営理念は取締役会、内容等は業務執行に関する重要事項の審議等を行う取締役会より承認権限を委譲されている経営会議にて承認を得ています。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　DXの取り組み｜社会｜サステナビリティ｜アールエム東セロ株式会社 | | 公表日 | ①　2025年 9月25日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社ホームページ  　https://rmtohcello.com/sustainability/dx-effort.html  　DXの具体的な方策 | | 記載内容抜粋 | ①　戦略１：価値協創（新たな顧客価値の創造、新規ビジネスモデル創出）  ・販売実績、顧客要望等データを基に、 デジタル技術活用で、顧客が求める 製品を生産し、その在庫を維持し、 希望納期に確実に応えることで、  　顧客満足度向上を図ります。  ・顧客とのEDI化による注文データ等 交換により、顧客の望む製品につき 迅速な納期回答を行い、 顧客ロイヤリティ向上を図ります。  ・BIツールを活用して、販売予算・ 見込や生産指標等の情報を分析し、 迅速かつ的確な意思決定を実現します。  戦略２：生産性向上（既存プロセスの変革、　社内業務効率化）  ・生産計画システムを活用し シミュレーションを行い、 迅速で確度の高い需給生産計画を 行います。  ・在庫補充システムを活用し、 在庫の実在数と必要数の対比情報を 常時共有し、適切な生産を図ります。  ・IoTで、装置の稼働を監視し 収集したデータの分析により異常を 検知することで、予知保全を行います。  ・生産関連システム統合での 生産実績データ連携による 作業効率向上と標準化を行います。  ・生産現場で装置から生産関連 データ転送により、作業効率化を 実現します。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　経営理念は取締役会、内容等は業務執行に関する重要事項の審議等を行う取締役会より承認権限を委譲されている経営会議にて承認を得ています。 |  1. 戦略を効果的に進めるための体制の提示  |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　DXの取り組み｜社会｜サステナビリティ｜アールエム東セロ株式会社  　戦略を効果的に進める為の体制 | | 記載内容抜粋 | ①　DX推進施策のPDCA  ・中長期計画、年度予算、四半期毎会議・適宜進捗を経営陣に報告等で実施します。  DX人材育成  ・現行業務の課題を基にテーマを設定し、データやデジタル技術を活用して競争優位性の獲得や変革推進を目指す検討活動を通じて、DX人材を  　育成します。  自己啓発支援制度  ・全社員対象で、希望者が通信教育を受講した場合、会社が一部費用を補助します。  ・デジタルリテラシー向上を図ります。  DX推進体制・組織  ・DX推進担当役員を任命しています。  ・業革プロジェクトを立上げ、社内横断的な活動のもと、DX戦略を可能にする販売物流・生産システムを拡張します。  ・役員層に対するDX教育で戦略の意思統一を図ります。 |  1. 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示  |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　DXの取り組み｜社会｜サステナビリティ｜アールエム東セロ株式会社  　データ・デジタル活用の為の環境 | | 記載内容抜粋 | ①　在庫補充システム、EDI導入、生産計画シミュレーション  ・在庫を適正化し、受注に対し迅速な納期回答により、顧客満足度・ロイヤリティ向上を図ります。  生産関連システム統合  ・データ連携による作業効率向上と標準化を行います。  装置からデータ転送  ・生産現場で装置からデータ転送等により、作業効率化を実現します。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　DXの取り組み｜社会｜サステナビリティ｜アールエム東セロ株式会社 | | 公表日 | ①　2025年 9月25日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社ホームページ  　https://rmtohcello.com/sustainability/dx-effort.html  　戦略の達成状況に係る指標 | | 記載内容抜粋 | ①　戦略１：価値協創  （新たな顧客価値の創造、新規ビジネスモデル創出）  ・顧客満足度  戦略２： 生産性向上  （既存プロセスの変革、社内業務効率化）  ・欠品率・過剰在庫率 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | ①　2025年 9月25日 | | 発信方法 | ①　DX推進メッセージ｜社会｜サステナビリティ｜アールエム東セロ株式会社  　当社ホームページ  　https://rmtohcello.com/sustainability/dx-message.html  　経営者「DX推進メッセージ」 | | 発信内容 | ①  フィルムソリューション・パートナーとして、環境対応面や機能面で差別化した高付加価値品を拡販するために、デジタル技術を活用し、業務、プロセス、組織･企業文化、ビジネスモデルを変革し、最適な生産･販売･研究体制を構築、株主、従業員、顧客、取引先、地域社会との価値協創による付加価値の拡大と生産性の向上を図っていきます |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年 1月頃　～　2025年 2月頃 | | 実施内容 | 「DX推進指標」を用いて課題把握を実施し、IPAの入力サイトより提出済み。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年 4月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | • サイバーセキュリティ経営ガイドライン等を参考に対応  • 情報システムセキュリティに関する社則・ルールの体系化  • アクセス制限の設定等業務システムによる秘密情報への不正アクセスの防止  • 情報の不正持ち出しを防止する仕組みの構築  • 情報システムセキュリティ社則・ルールに則った監査実施  • サイバーセキュリティに関する社員教育  • 情報セキュリティ委員会設置予定 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。